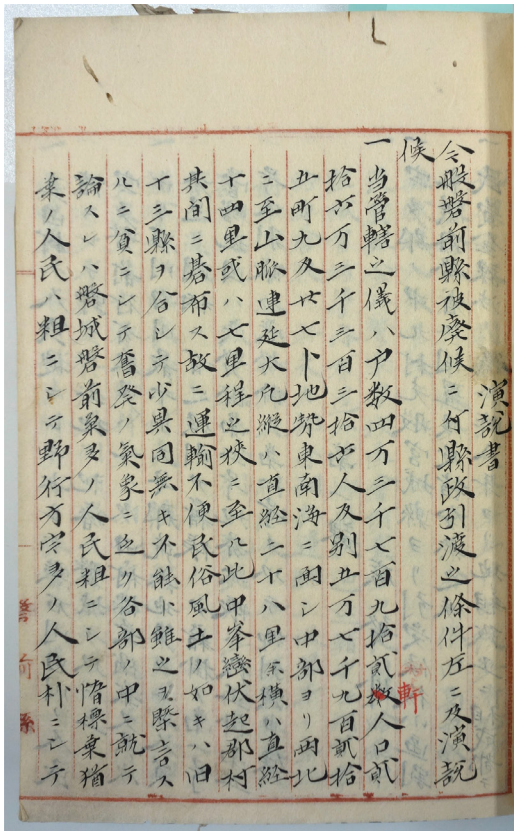


# 福島県史料情報

第75号 令和8年(2026)6月



〔旧若松県引継演説書〕(明治・大正期の福島県庁文書 18 所収、右側画像)

〔旧磐前県引継〕演説書(明治・大正期の福島県庁文書 16 所収、左側画像)

## 旧若松県・旧磐前県の引継演説書

今から一五〇年前の明治九年(一八七六)八月二十一日、明治政府から福島県に対して、「若松磐前両縣ヲ被廢其縣へ被併候條土地人民兩縣ヨリ可受取此旨相達候事」という命令が下された。いわゆる「三県合併」である。

これにより、浜通り・中通り・会津地域にまたがる新たな「福島県」が誕生したが、もともとは別々の県であった地域を一体として統治していくことは、当然のことながら簡単ではない。その際に参考とされたのが、旧若松県と旧磐前県から引き継がれた「県政引渡」の演説書(引継書)である。

前述の達書に「若松磐前兩縣ヲ被廢」とあるように、合併にあたっての三県の立場は対等ではなく、手続き上は福島県への吸収合併であった。そのため、廃県となる若松県と磐前県から両県の土地・人民を継承する福島県への引継書が作成されている。そこには、管轄区域の地形・風土・人口などの基礎情報に始まり、県政の課題や庁内各課の事務内容まで事細かに記されていた。

たとえば、当時の若松県には二万五千六百二十四人が生活していたが、戊辰戦争による「人民流離散亡」の後漸ク其旧ニ復セントスルノ際ナレハ其施政上ニ於テモ頗ル困難ノ国柄」と述べられている。一方の磐前県については、人口は二十六万三千三百六人と若松県よりもやや多いものの、「毎郡荒蕪地多クシテ人員不足ノ国柄」とあり、こちらも統治の難度は高そうである。加えて、前者には会津土族就産問題、後者には亘理・伊具・刈田の宮城県への移管作業といった懸案も存在していた。

それらを記した旧若松県・旧磐前県の引継演説書は、新たな「福島県」における県政の基礎資料として極めて重要な文書といえる。

(山田 英明)

近世後期における伊達地域での酒造業

令和七酒造年度全国新酒鑑評会の審査結果が先頃発表され、福島県が都道府県別金賞受賞数の日本一に輝くなど、本県の清酒醸造は活況を呈している。県内には現在、六十を超える清酒酒蔵が存在し、美味な日本酒を我々の食卓に提供してくれる。

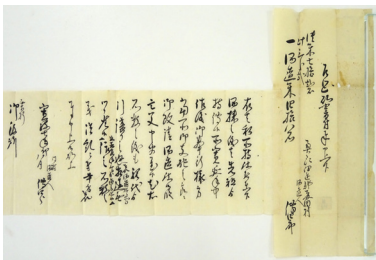
さて、本県域の酒造は、近世においても盛んだったが、今日清酒酒蔵がない伊達や相馬などの地域にかつて造り酒屋が複数存在していたことを忘れてはなるまい。そこで本稿では、近世から明治前期頃まで奥州街道藤田宿(現国見町)で酒造業を営んだ二文字屋秦家の史料から、近世後期の伊達地域の酒造について、そのあり方の一例を示したい。

二文字屋の酒造の起源は定かではないが、少なくとも寛延期(一七四八〜一七五一)には既に酒株を有しており、酒造漬米高は寛政七年(一七九五)時点で七十二石であった(二文字屋文書五四六)。酒造業を中心とした経営により巨大な財を成した秦家は、表通り約七十間(一一七m)の屋敷を構えていたとの口承が残る(令和二年三月策定「国見町歴史文化基本構想」)。同店では、麴米・蒸米の両方に精

白米を使用する諸白や、どちらも玄米を使用する並酒などを醸造し、地域における多様な酒需要に応えていた。近隣百姓らの嗜好品として飲料されたのは勿論のこと、子供葬祭の場に提供されたり、藤田宿内の商家に卸されたりした様子が窺える。

また、酒造に不可欠な用具の取引や、酒蔵の修復に関する史料が僅かながらも含まれており、二文字屋の安定経営を支えた職人や大工との交際を垣間見ることが出来る。例えば、五升樽取引の得意先は、藤田宿の北側約十六kmに位置する森合村(現宮城県白石市)の桶師民之丞だったようで、樽の値段は軒先渡しにて一つあたり一一〇文に設定されていた(同前(その二)二四六)。

このように二文字屋文書は、近世における伊達地域の酒造の実情や、酒造に纏わる職人・大工らとの交際圏を知る上で好個の史料群の一つといえよう。



侯上申奉付書以恐(部分、二文字屋文書546)

(片村峰雪)

八十里新道記にみる代官賛美と俳諧連

福島県只見町と新潟県三条市を結ぶ「国道二八九号八十里越」の令和九年夏暫定開通を控え、かつての歴史的街道への関心が高まっている。

その改修史のなかでも、天保十四年(一八四三)の新道開削は著名であり、幕府代官の平岡文次郎元智の建議により着手された。その全容を領民の手でまとめた史料が『奥州越後境木根山八十里新道記』(馬場新家文書(その二)七九四)であり、従来幾度も取り上げられてきた。しかし、その緒言部分は情緒的な内容ゆえか、重視されてこなかった。本稿では、見過ごされてきた本書の緒言の重要性を明示したい。

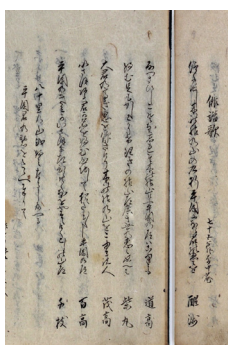
まず、緒言は八十里越の歴史と開削経緯を綴った雅文体の記述に始まり、その主旨は新道開削へ導いた平岡代官への賛美である。続いて、新道を祝し平岡の功績を称える俳諧歌などが収載されている。

俳諧歌は、夢中菴醒洲の「仰くへし木の根の山の九折 平岡になる君の恵みを」に始まる七首が並ぶ。醒洲は下山村(現南会津町)馬場順平啓迪の雅号である。啓迪は、平岡の代官赴任前から開削の重要性を唱えていた人物で、開削には息子と

もに携わった。俳諧以外に多数の書物を遺す地域の代表的文化人である。さらに、塩ノ原村(現南会津町)星三七郎を示す百樹園茂高や、南山亭柴丸、楳園千枝が詠んだとみられる歌が続く。末尾は、百中亭管高の「なつみつる 山路も今は平岡の功にやすくこしのたひ人」。管高は白沢村(現南会津町)羽染宗六の雅号で、のち四季歌垣真弧と号した奥会津の代表的歌人である。このほか長短歌も記されている。

本書の緒言は、平岡代官と八十里新道への賛美で占められている。本書が領民の自発的な編纂物である点を鑑みれば、これは代官に対する率直な評価の一端といえよう。そもそも奥会津の人々は、歌を通じ賛否や共感を示す向きが強い。また、伊北・伊南・立岩の歌人が名を連ねており、各地の連(仲間)が結びついた「奥会津連」の活動を想起させる史料としても貴重である。実際、管高らは交流を重ねていく。最後に、緒言作成には啓迪か管高が関わり、本書自体は書写による伝播の中で成立した史料と考えられる。

(小野孝太郎)



『奥州越後境木根山八十里新道記』(部分、馬場新家文書(その二)794)

模写された瓦版

福島県白河市の旧家に「泰平安民画圖」(小針重郎家文書(その二)三八六)という史料が存在する。写真では刷物のように見えるかもしれないが、実は筆で書かれたものである。

内容や形式から瓦版を模写したものだと思われるが、同家文書中に該当する瓦版はなく、詳細は定かではなかった。ところが先頃、港区立郷土歴史館の石田七奈子氏から、同館の図録『激動する幕末維新の港区』(二〇二四年刊)十六頁にそっくりな瓦版の写真が掲載されていることをご教示いただいた。

同書によると、この瓦版は嘉永六年(一八五三)八月に発行された、品川台場築造の関係者の名と完成予想図(想像上の台場)を掲載したものだという。

両者を見比べると、細部まで丁寧に模写されていることが分かる。たとえば、各台場に建てられた旗の様(旗印)についてもしっかりと描き分けがなされており、模写した人物のこだわりを感じさせる。

ただ、文字表記については、上段部分で漢字の崩し方が異なっていたり、下段部の地名表記が平仮名から片仮名へと変更されているなどの違

いが見られる。小さな文字なので書きやすさを優先したのであろうか。

また、模写版の左右の欄外には「井戸屋文吾所持」「奥州岩瀬郡白川領下小屋村日和田」と記されており、下小屋村の井戸屋より入手したものである可能性がわがわが。小針家は中新城村の名主や地域の馬を管理する駒付役という役職を務めており、その繋がりですりに入れたのかも示れない。

元になった瓦版が板行された嘉永六年八月といえ、ペリー来航の翌々月である。その瓦版が模写をされてまで、江戸(品川台場)から遠く離れた白河の地へと伝えられたことは、異国船に対する全国的な関心と不安が高まっていたことをよく示している。(山田英明)



泰平安民画圖 (小針重郎家文書(その2)386)

『磐前縣一覽表』の種類について

磐前県では、明治六年(一八七三)八月時点の調査に基づいて木版刷りされた一枚ものの『磐前縣一覽表』(『一覽表』と略す)という県勢統計書を発行している。『一覽表』に関する本田善人氏の研究(『磐前県の県勢統計表』『県一覽表』と『県治一覽概表』『いわき地方史研究』第五八号)に導かれながら、原本調査を踏まえた私見を述べてみたい。

伝来している『一覽表』の原本や写真版など七点を逐一対校すると、記載内容から初版と改訂版の二種類の『一覽表』が作成されていたことが分かる。初版は、明治六年八月をさほど下らない年内に刊行されている。なお、初版においては「明治六年八月改」の上部に朱の検印のあるものとなないものの二種類が原物確認されており、刷りの状態の良い検印のあるものが流通していたと考えられる。さらに初版を部分的に増補・訂正した木版刷りのものは改訂版と評価でき、流通したものには初版と同じ検印が用いられ、明治七年一月以降に出版されたとみられる。

初版と改定版の違いは、戸籍の神社の項目に新たに末社の小項目が挿入され、それに従って総計も増加・

訂正されている。これにより神社の部分の木版の幅は変えず、丸ごと入れ木によって交換したため神社の部分の各細目の幅が短くなっている。また、戸籍の寺院の末寺数と総計も増加・訂正されている。さらに初版で数値の記載があった戸籍の寄留の「各地江」の戸数は、入れ木によって全体が黒く抹消されている。賑恤の賞典の米の石数も減少・訂正されている。訂正された部分は、一般に初版と同じ書体を用いて整合性を取るものであるが、明白に初版と異なる書体が用いられており、訂正部分が目立つような仕様になっている。こうすることで初版を所有している者が訂正版を一瞥してその異同をすぐ把握できたのである。(渡邊智裕)

明治6年8月改『磐前縣一覽表』(荻宿仲衛家文書)

巡幸の陳列会と『天覧物品記』

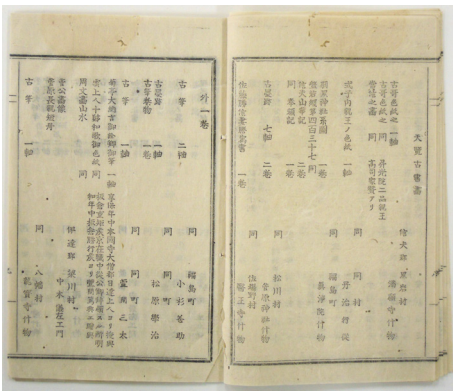
六大巡幸の一つである明治天皇の東北・北海道巡幸は、一五〇年前の明治九年(一八七六)六月二日から七月二十一日の五十日間にわたって実施され、明治天皇は旧福島県に六月十三日から二十二日まで都合十日間滞在している。この間に旧福島県では、文化財や物産を天覧に供するため総力を挙げて県内各地で大小様々な陳列会を開催したのである。

巡幸に先立つ五月六日に内務卿大久保利通から旧福島県へ巡幸に関する「心得方」が下達され、そこには「古器物書画并産物類其他珍奇ノ品最寄在合ノ分取集置可供天覧事」と記されている。先に示した陳列会はこの条文に則した公的な行事であったため、出品者や出品物などは主催者である旧福島県側で事前に入念な調整が図られたのであった。

福島行在所となった福島中学校の南廊で天覧に供された品物を出品した者たちに対しては、旧福島県より明治九年六月十九日付で達が与えられている。例えば、川俣村の武藤茂平や本宮村の原瀬與五兵衛(貞勝)などの地域名望家に出された達の原本が現在でも伝来している。その達には旧福島県の朱印が捺され、出品

者の居住地域と名前、出品物の名称と員数などが記され、名誉ある褒状としての性格を帯びている。

とところで、福島町の萱間三太は、この陳列された品物を天覧古器物・天覧古書画・天覧物産に分類し、出品者の居住地域と名前、出品物の名称・由来・員数などを記し、明治九年九月九日に『天覧物品記』と題した本文十四丁からなる小冊子を刊行している。萱間自身も古器物三点と古書画四点を出品しており、刊行の目的は出品者の栄誉を永く記すとともに、出品者も相互にそれぞれの出品物を知るためでもあった。『天覧物品記』の記載内容は極めて正確であり、萱間は旧福島県庁から情報の提供を受けていた可能性がある。なお、『天覧物品記』は、福島市の満願寺や白河市歴史民俗資料館などにも収蔵されている。(渡邊 智裕)



明治9年9月9日付『天覧物品記』(部分、福島大学所蔵文書)

令和八年度行事予定 (令和八年四月〜令和八年十月)

一、展示公開

水郡線応援「東白川郡の古文書―矢祭町編―」・収蔵資料展「新公開史料展」

水郡線活性化応援のため、東白川郡ゆかりの古文書を取り上げるシリーズ展で、今回は矢祭町に関する古文書を展示中です。同時開催「新公開史料展」では大沼郡三島町ゆかりの「河越卿家文書」を展示中です。

【会期】開催中(七月十二日(日)〜)

県政一五〇周年記念「福島県誕生」 県政一五〇周年を記念して、明治九年(一八七六)に福島県が誕生した経緯とその後の様子について、当館収蔵資料によりご紹介します。

【会期】八月八日(土)〜十一月十五日(日)

【解説会】八月十六日(日)、十月二十四日(土)、各回とも午後一時三十分より五十分程度

歴史資料館移動展「阿武隈川流域の歴史と文化」

令和六年度収蔵資料展を再構成し、阿武隈川およびその流域に関する史料を取り上げます。

【会期】十月二日(金)〜十一月三日(火・祝)

【会場】福島県立図書館企画情報

コーナー  
二、地域史研究講習会  
「福島県誕生」展に関連して、藩に代わって県が設置された背景や当時の福島県政の実像についての講演を行います。

【日付】十月十七日(土)

【会場】とうほう・みんなの文化センター(福島県文化センター)二階会議室

※詳細は、後日HP等でお知らせします。

三、臨時休館について

収蔵庫・文書庫の特別整理を実施するため、臨時休館します。

【期間】七月十四日(火)〜七月二十日(月・祝)、十一月十七日(火)〜十一月二十三日(月・祝)

四、資料閲覧について

電話で予約された方の資料閲覧を最優先とします。詳細や最新の情報はHPでご確認願います。

福島県史料情報 第75号 令和8年6月25日

編集・発行 公益財団法人 福島県文化振興財団  
福島県歴史資料館  
〒960-8116 福島市春日町5-54  
TEL 024-534-9193 FAX 024-534-9195  
URL https://www.fcp.or.jp/history/  
E-mail history@fcp.or.jp